

おらほの **納** **税** 教室

介護保険料の算定方法

各所得段階の保険料は、基準額（72,000円）×保険料率で計算します。

【保険料額算定表】

所得段階区分	対象者	保険料率	保険料(年額)
第1段階	1 本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者の人 2 本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人 3 生活保護受給者の人	0.45	32,400
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	0.75	54,000
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	0.75	54,000
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯の誰かに住民税課税の人がいて、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.90	64,800
第5段階	本人が住民税非課税で、世帯の誰かに住民税課税の人がいて、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人	1.00	72,000
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.20	86,400
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.30	93,600
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.50	108,000
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上の人	1.70	122,400

※被保険者本人だけでなく、世帯員の住民税課税状況も算定の基準に含まれます。

町民税務課税務係 ☎46-1372

7月13日に介護保険料納入通知書を発送しました

今回送付した「平成30年度介護保険料納入通知書」に、本人の納付方法・保険料額が記載されていますので確認してください。

なお、納付方法によって納付書が同封されている場合と、そうでない場合があります。同封されている場合は、納付書を大切に保管し、各納期限まで忘れずに納付してください。

今年度の納付方法	同封した納付書
特別徴収（年金からの天引）または普通徴収（口座振替での納付）の人	納付書は同封していません。
普通徴収（納付書による納付）の人	第1～9期分の納付書を同封
8月の年金まで特別徴収で10月から普通徴収に変更となる人	第4～9期分の納付書を同封

介護保険料を口座振替で納付できます

介護保険料の納付方法が普通徴収の場合、以下の金融機関で手続きを行うことにより、保険料を口座振替で納付できます（手続き後、口座振替が開始されるまでに1カ月程度の日数を要しますので、その期間中の保険料は納付書で納付してください）。

対象の金融機関	七十七銀行・仙台銀行・気仙沼信用金庫・宮城県漁協・南三陸農協・ゆうちょ銀行
口座振替日	毎月25日（休日の場合は翌営業日）

＊今月の税＊

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう！

町県民税……………2期分
国民健康保険税……………3期分
介護保険料……………2期分
後期高齢者医療保険料…2期分

納付期限
8月31日(金)

口座振替日
8月27日(月)